

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成27年12月25日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 新田道尋

記

1. 監査対象 社会教育課の平成27年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成27年10月30日～平成27年11月19日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 備品管理台帳を整備し、各施設の指定管理料で購入した分も含め、現物と照合できるような方法により、適正な備品管理に努めること。また、被服貸与簿についても不備が認められたため、被服貸与規程により整備を図ること。	1. 備品については、各施設の備品も含め、備品管理台帳によって適正に管理します。 被服貸与簿については、規程に則って適正に整備します。